平成２８年（フ）第２６号
京都府南丹市園部町木崎町川端28番地の３
破産者　野口建設株式会社
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目65番地
破産者　有限会社秋田加工所
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０６号
奈良市平松４丁目19番８号
破産者　南雲電設工業株式会社
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０８号
奈良市西九条町１丁目１番地の４　辻聡方
破産者　大芝　　充
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６１９号
北九州市八幡西区永犬丸南町５丁目14番13号
破産者　リングネット株式会社
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４９号
岡山県倉敷市笹沖1365番地　十合ビル３階
破産者　合同会社Ｓｔｒｅａｍｉｎｇ　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎｓ
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
佐賀市開成６丁目10番15号
破産者　有限会社九州整備開発
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
茨城県北茨城市関南町神岡下2651番地
破産者　東銀興産株式会社
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第７５号
栃木県下都賀郡壬生町表町２番10号
破産者　株式会社らくらく
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第４９４２号
大阪府東大阪市稲葉１丁目６番24号
破産者　五葉工業株式会社
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４号
宮崎市新別府町麓376番地、前住所宮崎市高洲町14番地16
破産者　藤本　勝良
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１９０９号
神奈川県鎌倉市小町１丁目６番５号
破産者　有限会社みと岡
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９９５号
横浜市鶴見区下末吉５丁目24番32号
破産者　有限会社兵頭工務店
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１２号
東京都世田谷区成城４丁目33番３－105号
破産者　Ｔ＆Ｎキャピタル株式会社
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７号
滋賀県東近江市野村町520番地２
破産者　有限会社奥田自動車商会
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県新居浜市一宮町１丁目９番27号
破産者　株式会社ネツレン
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１３号
長崎県対馬市厳原町久田道1659番地
破産者　南国海運株式会社
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県霧島市国分下井632－８番、住民票上の住所鹿児島市伊敷台５丁目９番１号
破産者　米盛　孝一
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５０９号
神奈川県厚木市中町１丁目６番１－704号
破産者　平井　俊郎
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９号
青森県五所川原市大字一野坪字馬繋場87番地１　小野隆方
破産者　小野　鉄広
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
岩手県大船渡市大船渡町字宮ノ前９番地３、前住所岩手県大船渡市盛町字東町６番地３
破産者　菅野　秀昭
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第５１号
山形県天童市大字蔵増甲646番地の２
破産者　野川　和弘
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部